

養父市農業委員会

第11回会議録

令和5年8月24日

養父市農業委員会

養父市農業委員会第11回会議録

1. 開催日時 令和5年8月24日（木曜日） 午後1時30分開会

2. 開催場所 養父公民館 A研修室

3 議 事

議案第37号 農用地利用集積計画の承認について

議案第38号 非農地証明交付申請の承認について

議案第39号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第40号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第41号 土地改良事業参加資格交替の申出について

報告事項

報告① 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

報告② 農地法第3条の規定による許可申請について

報告③ 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

4. 出席農業委員（13名）

1番 谷垣重俊 2番 吉村英之 3番 藤原健次 4番 坂本光

5番 前川章 6番 濱田房子 7番 珍坂聡 8番 圓山満

9番 山根達夫 10番 藤原義幸 11番 木下計介 12番 秋山博

13番 西谷英樹

5. 欠席農業委員（0名）

無し

6. 出席推進委員（10名）

15番 内田重雄 16番 齋藤隆之 17番 荒木奈見 18番 谷村昭雄

20番 栗田匡晃 21番 鎌谷壽三男 22番 上垣美由紀

23番 宇佐見孝一 24番 井上勝雄 25番 米田渡

7. 欠席推進委員（2名）

14番 小林誠 19番 藤本浩一郎

8. 事務局出席職員

局長 岸 敬悦 副主幹 福垣 周作 主査 東 宏樹 主事 定岡 良樹

事務局 : それでは、ただいまより第11回農業委員会総会を開会いたします。
開会に先立ちまして会長より挨拶をお願いいたします。

山根会長 : 皆さん、こんにちは。午前中より関係の担当農業委員、推進委員の方、現地確認を御苦労さんでした。最近暑い日が続いておりまして、熱中症の一步手前ぐらいに皆さんもなっているんじゃないかと思います。

それと、先ほど局長より報告があったように台風7号の被害が結構ありまして、私のところでも、私の田んぼじゃないですけど田んぼの3分の1ぐらい土砂が入りました。谷側は河川の氾濫とかにより堰が止まって、まだまだ水が欲しい時期でしたけれども、もうこればかりはしようがないなということがあって辛抱しました。皆さんのところでもそういったところがたくさんあると思いますけれども、先ほど局長が言っておられたようにこういった補助金の制度があります。だから、地権者が相談に来たときには、事務局に繋いでいただけたらなと思います。

それと、本日は議案がちょっと少ないんですけども、研修と、それから部会があります。本日も慎重審議よろしくをお願いします。以上です。

事務局 : それでは、初めに、会議の成立について報告をいたします。本日、出席、農業委員13名中今現在12名なんですが、ちょっと遅れて来られるということです。養父市農業委員会会議規則第7条の規定により過半数が出席することとなっておりますので、本日の農業委員会総会は成立といたします。農地利用最適化推進委員は今現在10名の出席ですので併せて御報告をさせていただきます。

総会の議事進行につきまして、養父市農業委員会会議規則第5条に会長が総会の議長となり議事を整理すると規定されておりますので、山根会長、お願いいたします。

議長 : 養父市農業委員会会議規則第16条の規定により議事録署名農業委員を指名いたします。本日は、11番の木下農業委員と12番の秋山農業委員にお願いします。

それでは、議事に入ります。議案第37号「農用地利用集積計画の承認について」を議題としております。事務局の説明を求めます。

事務局 : 1ページを御覧ください。

議案第37号「農用地利用集積計画の承認について」です。公告は令和5年9月1日を予定しております。

1、利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数につきましては、田が5,236平方メートル、7筆、畑はありません。合計も同じく5,236平方メートル、7筆です。利用権の設定を受ける戸数は2戸、設定する戸数は4戸となっております。

次に、設定する利用権の概要ですが、利用権の種類は使用貸借権及び賃貸借権です。利用権の内容別に見ますと、使用貸借権が6筆、4,652平方メートル、全て新規となっております。賃貸借権が1筆、584平方メートル、こちらは全て再設定です。利用権の始期は公告日からで契約年数別に見ますと5年契約が1筆、584平方メートル、10年契約が6筆、4,652平方メートルです。詳細につきましては、次ページ以降に記載をしております。

3ページに記載しておりますのが農地中間管理事業を活用するもので、農地を貸し出す所有者と農地を中間管理機構から借受け、耕作する者を記載しております。貸借期間は全て令和16年3月31日までの10年間となっております。以上です。

議長： 説明が終わりました。この件についての質疑はありますか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第37号を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案のどおり決定いたしました。

続きまして、議案第38号「非農地証明交付申請の承認について」を議題いたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 4ページを御覧ください。議案第38号「非農地証明交付申請の承認について」です。

1番、大屋町蔵垣の土地2筆で面積が742平方メートルです。所有者は三木市の方で、非農地の事由としましては、1の土地につきましては昭和40年頃から山林化しています。2の土地につきましては昭和63年頃から山林化しており、現況に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは5ページから11ページになっております。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。番号1番の大屋町蔵垣の件について、担当農業委員より説明を求めます。

5番、前川農業委員。

前川委員： 5番、前川です。5ページを見ていただけますでしょうか。まず場所から説

です。5ページの図面の方位が左上にあると思うんですけども、そこに主要地方道大屋波賀線（48号）というのがあるんですけども、これの少しだけですが左側に行くと若杉のほうに行きます。右に行くと大屋市場のほうに行きます。そういう位置関係で、この主要幹線道路から村の中に入っていきまして山裾のほうにこの938-1と1132-1という今回上がっている非農地証明の承認要求の農地がございます。この農地はもう見てのとおり山の裾にありまして、938-1の長方形の左上に申請者の家がございます。この周りにも申請者の土地ではあるんですけども、この938-1と1132-1が、写真でいきますと9ページが1132-1、10ページが938-1というふうにもう完全に山林になっておりまして、山裾でとても耕作ができるような代物ではないと。その下側のほうは何とか整備すればまだ果樹園とかそういう形で使えるかなというようなところではございます。11ページに始末書がついていますとおり、相続した平成16年以前より山林になっており、こういうような状況になっていたことをおわびしますということではありますので、何とぞ公平な御審議のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。
11番、木下農業委員。

木下委員： 失礼します。先ほど前川委員から御説明がありましたとおりでございますけれども、ちょっと付け加えるならば9ページ、10ページの写真のところなんですけど、見ていただいたら分かると思うんですけど、これはかなり前に撮られたんじゃないかなという思いがしまして、今現在はもっともっとひどい、ひどいと言ったら言葉は悪いですけども、草が生え、そしてもうどうしようもない、耕地としては到底復元できないような状態のところでした。ただ、前川委員が言われましたように、ここよりもちょっと下のところに何か果樹園みたいなものがありまして、そこは何か今度新しい方が入られて耕作されると聞いています。申請地は雑草化というんですか、山になっているというんですか、そういう状況でしたので到底復元が難しいと思ひますので、議案どおりよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
22番、上垣推進委員。

上垣推進委員： 上垣です。午前中、現地を確認してきました。もうすっかり山林になっていて農地に戻すのは難しいので、このとおりでいいと思ひます。よろしくお願ひします。

議長： 説明が終わりました。この件についての質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第38号の1番を採決いたします。本案は原案のどおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第39号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 12ページを御覧ください。議案第39号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」です。

申請番号1番、養父市三宅の土地2筆、合計面積は350平方メートルです。申請人は、養父市大久保の方です。申請地内に娘夫婦が住むための一般住宅及び露天駐車場を建設することが転用の目的で、関連ページは13ページから18ページです。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1番の三宅の件について、事務局より農地法に基づく農地転用の許可の検討事項についての説明を求めます。

事務局： 申請番号1番です。農地転用に関する許可基準から見た意見として立地基準による判断については、農用地区域外にある農地です。住居が連たんする地域に近接し、農地の集団規模が10ヘクタール未満のため第2種農地に該当します。一般基準については資力、信用を同意書や資金証明にて確認し、計画日程及び内容からも事業の目的が果たされ、周辺農地の営農に影響がないことから本議案を許可することについて農地法第4条第6項に該当しませんので、許可相当と考えられます。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。

次に、担当農業委員より説明を求めます。

13番、西谷農業委員。

西谷委員： 13番、西谷です。まず、場所の説明をしたいと思いますので、14ページを開

けていただきたいと思います。この場所は、大谷と三宅の境の地、三宅側の一番西のほうに当たる、大谷に近いほうに当たる場所です。第一学院というのが大谷集落の一番東側にありまして、それからこの申請地が一番西側にある。自治協の事務所がこの申請地の隣の下と申しますか、国道沿いにあります。この国道は、ここに描いてありますようにちょうどこの図面の中ほどを東西に走っているのが国道9号であります。そこから少し20メートルほど山のほうに入っていくところに今回の申請地があります。この申請地は、ここに出ておりますように、この地権者の方の娘夫婦が結婚をされて今はアパートに住んでおられるんですが、新しく家を建てたいということ申請をされております。

16ページを見ていただきたいと思います。3年ほど前にこの農機具倉庫というので申請が上がっておったんですが、その土地の一部を分筆しまして、掘削をして、それでその下にあります、684-1、それから先ほど言いましたのが683-1の一部を掘削しまして684-1にずっとならしまして一枚の宅地にして家を建てられるということです。先ほどの航空写真を見ましてもこの東のほうは住宅街になっておりましてそれに隣接した土地ということと、それからこの辺は田ではなく畑ですので農業用水というのもなく、道路側溝がこの道を挟んだ東側にあるということで特に用水の問題もない、それから周辺の同意、それから地元の区長や農会長、それから水利部長の同意もいただいておりますのでこれは許可相当だというふうに思います。以上です。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。
12番、秋山農業委員。

秋山委員： 12番、秋山です。よろしく申し上げます。午前中に現地を確認させていただきました。今、担当委員さんが本当に丁寧に詳しく説明をされたとおりで。特別、私のほうから何も言うことはないです。もちろん給排水の問題もございません。日照の問題もございませんし、隣接地への承認もちゃんといただいとられるということで許可相当だと思われま。

ただ、一部ここを畑、先ほども委員が言われたとおりのこの部分、上の畑683-1の部分、全体で289平方メートルあって、そのうち倉庫をもう事前に3年前に建てておられると。そのうちの一部を今回の申請の住宅のほうに充てられるということで、97平方メートルを今の684-1番の253平方メートルに合わせて350平方メートルを宅地に転用されるということで、別に特別何という大きな問題は全然ありませんし、許可相当と思われましますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
23番、宇佐見推進委員。

宇佐見推進委員： 23番、宇佐見です。今、農業委員さんが言われたように、ちょっとでも人口が増えるということはいいことなので、また許可のほうをよろしく願います。以上です。

議長： 説明が終わりました。この件についての質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第39号の1番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第40号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 19ページを御覧ください。議案第40号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」です。

申請番号1番、養父市大屋町山路の土地4筆、合計面積は280.23平方メートルです。譲渡人は養父市大屋町笠谷の方、譲受人は養父市大屋町大杉の方です。申請地内に一般住宅及び露天駐車場を建設することが転用の目的で、移転する権利は所有権です。関連ページは20ページから26ページです。以上です。

議長： 事務局の説明終わりました。

それでは、番号1番の大屋町山路の件について、事務局より農地法に基づく農地転用の許可の検討事項について説明を求めます。

事務局： 申請番号1番です。農地転用に関する許可基準から見た意見として立地基準による判断については、農用地区域外にある農地です。養父市役所大屋地域局から300メートル以内に位置しているため原則転用が可能となる第3種農地に該当します。一般基準については、資力、信用を同意書や融資証明等にて確認し、計画日程及び内容からも事業の目的が果たされ、周辺農地の営農に影響がないことから、本議案を許可することについて農地法第5条第2項に該当しませんので、許可相当と考えられます。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。
次に、担当農業委員より説明を求めます。
5番、前川農業委員。

前川委員： 5番、前川です。20ページを見てもらえますでしょうか。場所の説明はほとんど分かると思いますけれども、先ほど申しましたように主要地方道養父波賀線というのが真ん中辺に通っております。大屋地域局の西側に大屋小学校がありまして、その大屋小学校の南側に今回の議案の土地がございます。20ページの真ん中ちょうど右のほうに丸印で囲まれておりますけれども、2面がアスファルトの道路に面してございまして、南側は大屋小学校の駐車場になっております。東側は民家です。ここの土地は、現況、畑でして、登記上の地目も畑です。したがって用排水路は周りにはございません。西側の道路の路面よりも幾分か高くなっているようなところでして、周辺農地、周辺の用排水路に影響を及ぼすことは全くないということでございます。御審議のほうをよろしく願いいたします。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。
10番、藤原義幸農業委員。

藤原義委員： 10番、藤原です。先ほど前川農業委員が言われたように十分説明されております。周辺の農地に影響がないのと、小学校に近いということで立地条件としたら十分と思いますので、許可のほうをよろしく願いしたいと思います。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
22番、上垣推進委員。

上垣推進委員： 22番、上垣です。現地を確認してきました。問題ないと思いますので、よろしく願いします。

議 長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第40号の1番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第41号に入る前に議題となっております土地改良事業の詳細について、市農地政策課より担当職員に出席、説明を求めています。

暫時休憩し、その間に説明を受けることにします。暫時休憩。

(暫 時 休 憩)

議長： それでは、再開いたします。

それでは、議案第41号「土地改良事業参加資格交替の申出について」を議題とします。事務局及び担当課職員の説明を求めます。

事務局： では、まず、大塚地区の概要を説明させていただきます。大塚地区は、県道物部藪崎線、通称右岸道路沿いにあります道の駅やぶの東側に広がる農地です。大塚地区は、大正12年に耕地整備をされていますが区画は1反と小さく道路幅員も狭く、用排兼用の水路は経年劣化による漏水が顕著となっており営農効率が悪い農地です。加えて年々離農者も増加しており、この状況を打開するため地区では農地中間管理機構関連農地整備事業の活用を決め、話し合いを進め、令和3年5月31日に事業採択されました。

この事業は、総事業費約4億円、従前の農地15.4ヘクタール、導水路1.0ヘクタール、合計16.4ヘクタールが対象となっております。道路等の拡幅により整備後の面積は、農地が14.9ヘクタール、導水路が1.5ヘクタールとなる予定です。用水は動力を必要としない自然圧のパイプラインで排水は中央幹川をパイプラインにし、支川は開水路での施工を予定しております。令和3年及び4年度で実施設計を行い令和5年度から工事を実施、令和9年度での工事の完成と換地処分を行う予定となっております。

また、あわせて、整備後の農道、水路を維持管理するため大塚土地改良区が令和5年6月19日に県の認可を受け設立されております。今回の申請は、その円滑な運営に当たり組合員となる資格者を耕作者から所有者に変更する必要があるため、土地改良法第3条第1項第2号による資格交替の申請があったものです。

続きまして、議案の説明に移ります。27ページを御覧ください。議案第41号「土地改良事業参加資格交替の申出について」です。土地改良事業に参加できる資格者は、土地改良法第3条第1項第2号に、農用地にあって所有権以外の権原を有する場合、耕作者、所有者からの申出が相当であり、農業委員会が承認した場合は所有者となっております。このたび28ページに記載しておられます5名の方から参加資格を所有者へ変更する旨の申出がありました。申出の理由としましては、新資格者が参加資格を有することで土地改良区の適切な運営

を行うことができ、土地改良事業の円滑な推進が図られるためであり相当な申出であると考えられます。御審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長： 説明が終わりました。この件についての質疑はありませんか。質疑はありませんか。よろしいですか。

(質 疑 な し)

議 長： それでは、質疑なしと認め、議案第41号を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、報告事項に入ります。

報告①「農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知について」事務局より説明を求めます。

事務局： 29ページを御覧ください。報告①「農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知について」です。

届出番号1番、養父市八鹿町高柳の土地1筆、面積は1,560平方メートル。賃貸人は養父市八鹿町高柳の方、賃借人も養父市八鹿町高柳の方です。合意解約年月日は令和5年7月31日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は農地中間管理事業を活用されます。

届出番号2番、養父市八鹿町高柳の土地1筆、面積は1,504平方メートル、賃貸人は養父市八鹿町高柳の方、賃借人も養父市八鹿町高柳の方です。合意解約年月日は令和5年7月31日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は農地中間管理事業を活用されます。

届出番号3番、養父市八鹿町高柳の土地1筆、面積は1,768平方メートル。賃貸人は養父市八鹿町高柳の方、賃借人も養父市八鹿町高柳の方です。合意解約年月日は令和5年7月31日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は農地中間管理事業を活用されます。

届出番号4番、養父市八鹿町高柳の土地1筆、面積は1,224平方メートル。賃貸人は養父市八鹿町高柳の方、賃借人も養父市八鹿町高柳の方です。合意解約年月日は令和5年7月31日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は農地中間管理事業を活用されます。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。
それでは、この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。
続きまして、報告②「農地法第3条の規定により許可申請について」事務局より説明を求めます。

事務局： 30ページを御覧ください。報告②「農地法第3条の規定による許可申請について」です。

1番、上野の土地5筆で4,989平方メートルです。譲受人は十二所の方、譲渡人も十二所の方です。所有権を贈与によって移転される予定です。申請日が6月13日、許可日が6月22日となっています。

2番、大坪の土地1筆で327平方メートルです。譲受人は大坪の方、譲渡人は神戸市の方です。所有権を贈与によって移転される予定です。申請日が6月13日、許可日が6月22日となっています。

3番、大屋町蔵垣の土地1筆で361平方メートルです。譲受人は大屋町蔵垣の方、譲渡人は神戸市の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が6月13日、許可日が6月22日となっています。

4番、大屋町宮垣の土地1筆で566平方メートルです。譲受人は大屋町若杉の方、譲渡人は大屋町宮垣の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が6月30日、許可日が7月6日となっています。

5番、大屋町宮垣の土地1筆で191平方メートルです。譲受人は大屋町若杉の方、譲渡人は神戸市の方です。所有権を贈与によって移転される予定です。申請日が6月30日、許可日が7月6日となっています。

31ページを御覧ください。6番、八鹿町八木の土地7筆で3,699平方メートルです。譲受人は八鹿町高柳の方、譲渡人は八鹿町八木の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が7月24日、許可日が8月2日となっています。

7番、大谷の土地9筆で2,224平方メートルです。譲受人は大屋町中の方、譲渡人は静岡県菊川市の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が7月25日、許可日が7月31日となっています。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。
それでは、この件についての質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。

続きまして、報告③「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」事務局より説明を求めます。

事務局： 32ページを御覧ください。報告③「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。

1番、申請場所は、八鹿町宿南の土地9筆で面積が3,889平方メートルです。申請人は芦屋市の方です。取得した日が令和5年2月4日で、相続により所有権を取得されます。被相続人は記載の方となっています。土地の詳細は別紙1のとおり33ページを御覧ください。

2番、申請場所は八鹿町宿南の土地13筆で面積が5,460平方メートルです。申請人は埼玉県さいたま市の方です。取得した日が令和5年7月26日で相続により所有権を取得されます。被相続人は記載の方となっています。土地の詳細は別紙2のとおり34ページを御覧ください。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。

それでは、この件についての質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質問なしと認め、この件の報告は終わります。

これで報告事項は終了いたしました。

以上で第11回農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

養父市農業委員会会議規則第16条第2号の規定により、ここに署名する。

議長 山根 達夫

署名委員 木下 計介

署名委員 釈 山 博